

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）に対する意見を募集します

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務は特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有するため、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。

このたび、川崎市では、給付金事業の実施にあたり、取得する特定個人情報の累計が 30 万人を超える見込みとなったことから、特定個人情報保護評価書の修正案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 特定個人情報保護評価とは

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づくいわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、業務で特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する際には、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づいて特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。評価書の策定にあたっては、市民の皆さまの御意見を募集し、頂戴した御意見を考慮したうえで、必要に応じて評価書の見直しを行います。

2 意見の募集期間

令和 6 年 6 月 11 日(火)から令和 6 年 7 月 12 日(金)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持込みの場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにお越しください。
（ただし、正午から午後 1 時までを除きます。）

3 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000166263.html>）、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）、各区役所市政資料コーナー並びに川崎市公文書館

4 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール（専用フォーム）あるいは持込みのいずれかの方法で受け付けます。電話や来庁による口頭での受付は行いません。意見書の様式は自由ですが、意見内容のほか、題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号の記載を要します（意見書の内容確認を行う可能性があるため。いただいた個人情報は個人情報保護法に基づき適正に取り扱います）。

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。本市の考え方を市ホームページで公表します。

5 その他

FAX、郵送での送付先および持込み先は次のとおりです。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当

FAX 044-200-1433

問合せ先

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 長井

電話 044-200-1437